

令和3・4年度 さいたま市立学校給食センター運営委員会

会長及び副会長の選任について

事務局案（敬称略）

役職名	氏名	所属
会長	千葉 裕	さいたま市教育委員会学校教育部長
副会長	前山 克博	さいたま市与野医師会
副会長	柏 哲夫	さいたま市学校薬剤師会
委員	山菅 正郎	大宮医師会
委員	谷村 尚子	さいたま市学校薬剤師会
委員	南雲 由佳	市立三橋小学校PTA
委員	富岡 大輔	市立針ヶ谷小学校PTA
委員	青木 龍哉	さいたま市保健所長
委員	濱崎 泰行	市立三橋小学校長
委員	鈴木 康弘	市立針ヶ谷小学校長
委員	笠原 準子	市立三橋小学校養護教諭
委員	山口 莉穂	市立針ヶ谷小学校養護教諭
委員	山本 知子	さいたま市教育委員会健康教育課
委員	小泉 千春	さいたま市教育委員会健康教育課

(委員任期：令和4年8月1日～令和5年7月31日)

令和4年度定期開催
さいたま市立学校給食センター
運営委員会（書面）
報告資料

日時 令和5年1月25日（水）発送

場所 書面にて開催

目 次

○報告事項

- 1. 学校給食センターの運営状況について 2
- 2. 今後の学校給食センターについて 9

○審議事項 10

○参 考

- さいたま市立学校給食センター条例 11
- さいたま市立学校給食センター条例施行規則 13
- さいたま市立学校給食センター運営委員会運営要領 . . . 17

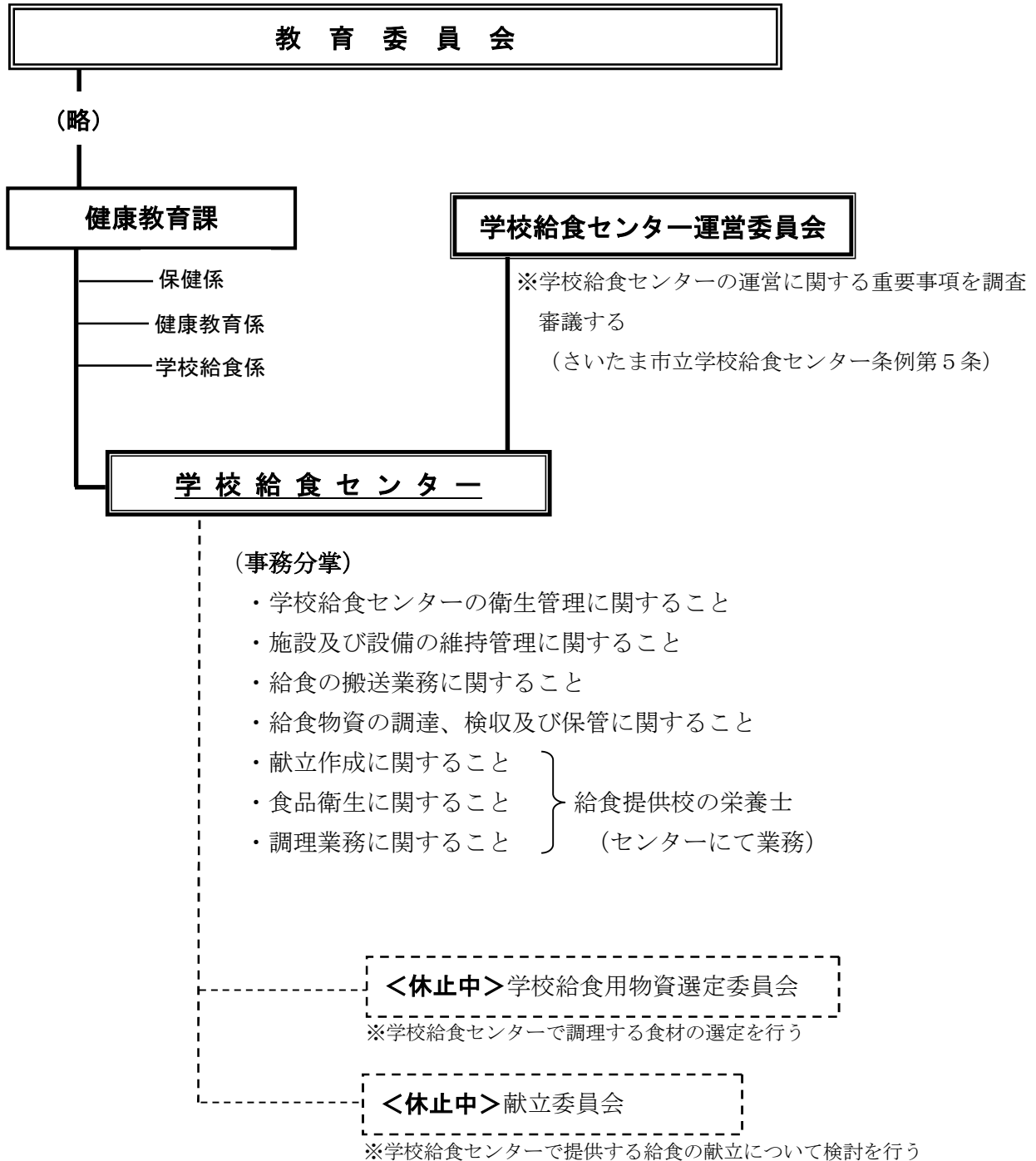
○報告事項

1. 学校給食センターの運営状況について

(1) 施設概要 (令和4年5月1日現在)

所在地	さいたま市中央区本町西6丁目3番1号
開設年月日	平成8年9月1日
調理能力	1日2,500食可能
敷地面積	1,993.10㎡
建築面積・構造	1,236.65㎡・鉄筋コンクリート造2階建て
延床面積	1,602.79㎡
給食提供校	三橋小学校
調理担当者数	0人
事務担当者数	4人(うち再任用1人、所長は健康教育課長が兼務)
給食配送	なし
使用食器	4月～7月:強化磁器、8月～:PEN樹脂(ポリエチレンナフタレート)食器
調理室	※調理室内はドライシステムを採用 【主な設備】 ガス回転釜、蒸気釜、スチームコンベクションオーブン、連続揚物機、真空冷却機、コンテナ洗浄機、食器・食缶洗浄機、コンテナ消毒装置
委託業務	ボイラー設備保守点検、機械警備業務、廃水処理施設保守、厨房内殺菌消毒、防災設備保守、清掃業務等

(2) 組織及び事務分掌



(3) 令和3年度 提供回数・提供食数（令和3年8月27日（金）～）

表1：提供回数

学校名	1学期	2学期	3学期	校外学習 (各学年)	合計
三橋 小学校	1年生 0	74	46	-1	1年生 119
	2～6年生 0				2～6年生 119
尾間木 小学校	1年生 0	77	46	-1	1年生 122
	2～6年生 0				2～6年生 122

表2：基本提供食数（令和3年5月1日現在）

学校名	学級数	食数（児童）	食数（教職員）	合計食数
三橋小学校	36	1,190	59	1,249
尾間木小学校	33	1,050	53	1,103
計	69	2,240	112	2,352

※特別支援学級を含む。

(4) 令和4年度 提供回数・提供食数（令和4年4月1日（金）～）

表1：提供回数

学校名	1学期	2学期	3学期	校外学習 (各学年)	合計
三橋 小学校 (4月～)	1年生 60	74	47	-1	1年生 180
	2～6年生 65				2～6年生 185
針ヶ谷 小学校 (8月～)	1年生 0	76	47	-1	1年生 122
	2～6年生 0				2～6年生 122

表 2 : 基本提供食数 (令和 4 年 5 月 1 日現在)

学校名	学級数	食数 (児童)	食数 (教職員)	合計食数
三橋小学校	37	1,188	62	1,250
針ヶ谷小学校	21	627	38	665
計	58	1,815	100	1,915

※特別支援学級を含む。

(5) 学校給食の配送 (令和 4 年度)

令和 4 年 4 月 12 日 (火) から配送を開始。

ア. 車 両 … 3 トン車 2 台 (1 台につき、6 コンテナ収容可)

イ. 運行回数 … (三 橋 小) 配送 2 回・食器等回収 2 回 計 4 回運行

(針ヶ谷小) 配送 2 回・食器等回収 2 回 計 4 回運行

ウ. 運行距離・時間 … (三 橋小) 片道約 2 km・約 15 分

(針ヶ谷小) 片道約 4.5 km・約 25 分

(6) 学校給食費の取扱い

令和 4 年度 1 食単価 260 円

※「さいたま市学校給食用保存食及び物価高騰相当分材料費補助金」適用により、2 学期: 12 円加算で 272 円、3 学期: 14 円加算で 274 円とした。

(次ページ参照)

<写>

事務連絡
令和4年9月27日

さいたま市立三橋小学校長 様

健康教育課長 兼
学校給食センター所長

令和4年度学校給食費の取扱いの変更について（通知）

秋雨の候、貴職に置かれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から学校給食業務に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和4年3月30日付「令和4年度学校給食費の取扱いについて（通知）」に基づき、学校給食センターより提供する学校給食につきましては、1食単価260円に各月1か月分の総給食数（学校職員等含む）を乗じた金額を納入告知（請求）させていただいているところです。

これにつきまして、既にご承知のとおり、令和4年7月7日付け健康教育課長発「コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う学校給食費への影響額について（通知）」により、令和4年8月から令和5年3月までの間、学校職員等への給食提供への請求については、1食単価に物価高騰の影響額を加算することになりました。（児童生徒につきましては、単価に変更なし）

つきましては、下記により2学期の給食費の「納入告知書」（請求書）を作成、送付いたしますので、よろしくお願いいたします。（別添「さいたま市立学校給食センター学校給食費取扱要綱」令和4年7月1日改正版及び別添健康教育課学校給食係作成「よくある質問集（R4.9.13現在）」参照）

記

学校給食センター提供の学校給食についての納入告知（請求）額

※令和4年度2学期（8・9月分から12月分）

1 小学校児童1人あたり：1食単価260円（1学期と同額）

2 学校職員等1人あたり：1食単価260円＋影響額12円＝272円

※令和4年度3学期分（令和5年1月分から3月分まで）については、別途通知いたします。

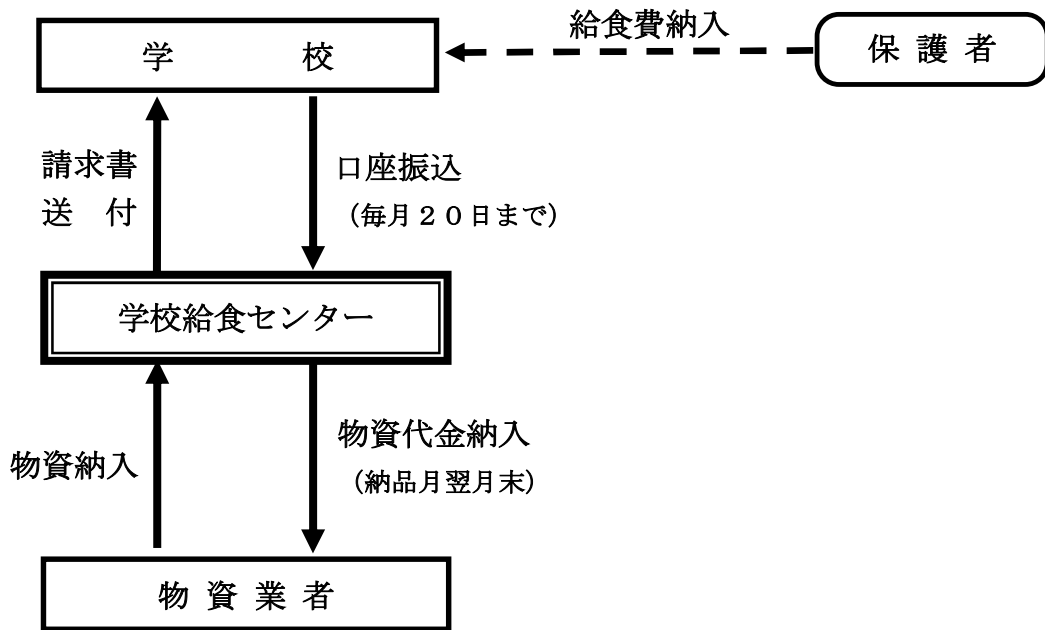
健康教育課 学校給食センター

鈴木

TEL 048-854-3179

FAX 048-852-3960

【図：学校給食費の流れ】



(7) 学校給食費の会計監査

令和4年度上半期（令和4年4月～9月）については、新型コロナウイルス感染症流行の影響から、令和5年2月以降に監査を実施する予定です。下半期（10月～令和5年3月）については、令和5年度（6月～7月）に実施予定です。

表3：学校給食費支払状況

【単位：円】

対象年度	給食費徴収額他	給食用物資支払代金	繰越額
令和4年度上半期	32,831,306	31,457,085	1,374,221
令和4年度下半期	0	0	0

(8) 食物アレルギーへの対応

給食を提供する学校に所属する栄養士が学校給食センターに在席し、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に則り対応しています。

また、アレルギー除去食は、各児童の名前を明記した容器に詰めて配送し、提供を行っています。

(9) 施設等設備整備状況

令和2年10月から令和3年8月にかけて実施した中規模修繕工事において、市有建築物の予防保全の考え方にに基づき、経年により発生した損耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させました。

主に、蒸気ボイラー及び厨房機器、空調・換気設備、衛生設備等の更新を行ない、また、電気設備や屋上防水・外壁工事なども合わせて行いました。

<工事の主な内容>

- ① 建築工事 … 屋上防水改修、外壁改修、トイレ洋式化等
- ② 電気設備 … 動力設備改修、電気配線交換、照明器具LED化等
- ③ 機械設備 … 空調設備改修、給排水設備改修、食器・食缶自動洗浄機入替等

(10) 学校給食用物資納入業者の登録について

令和4年度の学校給食センターの給食用物資納入業者の登録については、中規模改修工事完了後の令和3年8月からの給食提供再開にあわせて、令和3年7月に令和3年度・4年度2年間の登録、及び物資供給契約を締結いたしました。登録については令和5年3月31日までの2年間、契約については単年度ごとの契約として、令和3年度給食物資納入契約を19業者と締結し、2校への給食提供を実施しております。

その後、給食提供校の変更（尾間木小学校 → 針ヶ谷小学校）にともない、2業者の追加登録を令和3年度の定例運営委員会（令和4年2月に書面にて実施）において了承いただき、計21者の登録として、令和4年4月に令和4年度の物資供給契約を締結いたしました。

2. 今後の学校給食センターについて

(1) 令和4年度について

前年度に引き続き4月から大宮区三橋小学校に学校給食を提供いたしました。また、緑区尾間木小学校に替わり、浦和区針ヶ谷小学校に対して、やはり4月から学校給食を提供しております。

(2) 令和5年度以降の予定について

学校施設課が所管する「学校施設リフレッシュ基本計画」に沿って施工される校舎改修工事に伴い、給食室での調理ができない学校に対して給食を提供する予定です。また、ひまわり特別支援学校高等部への給食提供を開始いたします。

<現時点で給食提供を予定されている学校>

① 大宮区三橋小学校 約 1,300 食

給食提供予定期間：令和3年9月～令和5年7月（校舎改築工事完了まで）

② 中央区大戸小学校 約 750 食

給食提供予定期間：令和5年4月～令和5年12月（給食室改修工事期間内）

③ 大宮区大宮北小学校 約 400 食

給食提供予定期間：令和5年9月～令和6年3月（給食室改修工事期間内）

④ 中央区上落合小学校 約 900 食

給食提供予定期間：令和5年9月～令和6年3月（給食室改修工事期間内）

⑤ ひまわり特別支援学校高等部 約 50 食

給食提供予定期間：令和5年4月～※令和5年度以降、恒常的に提供の予定。

※提供食数については、現時点での想定食数です。（学校職員分を含む）

○審議事項

- ・学校給食センター学校給食用物資納入業者 新規（継続）
選定の承認について

<非公開案件につき、詳細を省略>

○さいたま市立学校給食センター条例

平成 13 年 5 月 1 日

条例第 121 号

(設置)

第 1 条 さいたま市の学校給食の調理等の業務を補完するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、さいたま市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)をさいたま市中央区本町西 6 丁目 3 番 1 号に設置する。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(管理)

第 2 条 給食センターは、市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(職員)

第 3 条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(業務)

第 4 条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の調理及び運搬
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な業務

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(運営委員会)

第 5 条 給食センターの運営に関する重要事項を調査審議するため、さいたま市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命する。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

附 則

この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 27 日条例第 20 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 26 日条例第 67 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 17 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 52 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日条例第 11 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 18 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○さいたま市立学校給食センター条例施行規則

平成 13 年 5 月 1 日
教育委員会規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市立学校給食センター条例(平成 13 年さいたま市条例第 121 号) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第 2 条 さいたま市立学校給食センター(以下「学校給食センター」という。)の所管は、市立小学校及び中学校で、学校給食センターによる学校給食の提供を必要としている学校とする。

(一部改正〔平成 14 年教委規則 12 号・15 年 13 号・33 号・16 年 6 号・9 号・13 号・17 年 12 号・21 号・18 年 7 号・19 年 9 号・20 年 11 号・21 年 7 号・22 年 5 号・23 年 4 号・7 号・24 年 8 号・25 年 3 号・26 年 8 号・27 年 10 号・28 年 6 号〕)

(所掌事務)

第 3 条 学校給食センターの所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 学校給食センターの衛生管理に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 給食の搬送業務に関すること。
- (4) 給食物資の調達、検収及び保管に関すること。
- (5) 献立作成に関すること。
- (6) 食品衛生に関すること。
- (7) 調理業務に関すること。
- (8) 調理の指導、研究及び実施に関すること。

(全部改正〔平成 15 年教委規則 13 号〕)

(運営委員会の委員)

第 4 条 さいたま市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱又は任命する。

- (1) 市立小学校及び中学校の学校長
- (2) 市立小学校及び中学校の児童又は生徒の保護者
- (3) 市立小学校及び中学校の養護教諭
- (4) 学校医
- (5) 学校薬剤師
- (6) 関係市職員

(一部改正〔平成 15 年教委規則 13 号・17 年 12 号・19 年 9 号・23 年 4 号 28 年 48 号〕)

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に、委員の互選により、会長及び副会長2人を置く。

2 会長は、運営委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号〕)

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集する。

2 運営委員会の会議は、毎年1回開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開くことができる。

3 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号〕)

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、学校教育部において処理する。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

(一部改正〔平成15年教委規則13号・19年9号・27年10号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(小学校給食の調理等の臨時措置)

2 平成13年5月1日から平成14年3月31日までの間、さいたま市立中尾第二学校給食センターは、臨時に大谷口小学校の給食の調理及び運搬を所管するものとする。この場合において、さいたま市立学校給食センター職員就業規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第26号)その他の規定の適用については、これらの規定中「職員」とあるのは、「職員(大谷口小学校から配属された栄養士及び給食調理の業務に従事する職員を含む。)」と読み替えるものとする。

附 則(平成14年3月25日教委規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(さいたま市立学校給食センター職員就業規則の一部改正)

- 2 さいたま市立学校給食センター職員就業規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成15年3月27日教委規則第13号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月29日教委規則第33号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年5月31日教委規則第9号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日教委規則第13号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日教委規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(さいたま市立学校給食センター職員就業規則の一部改正)
- 2 さいたま市立学校給食センター職員就業規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年4月28日教委規則第21号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(さいたま市立学校給食センター職員就業規則の一部改正)
- 2 さいたま市立学校給食センター職員就業規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成19年3月27日教委規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日教委規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 29 日教委規則第 7 号)

この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日教委規則第 48 号)

この規則は、公布のから施行する。

さいたま市立学校給食センター運営委員会運営要領

(要旨)

第1条 この要領は、さいたま市立学校給食センター条例（平成13年5月1日条例第121号）及びさいたま市学校給食センター条例施行規則（平成13年5月1日教育委員会規則第25号）に定めるもののほか、さいたま市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録の作成)

第2条 委員会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 委員会の議事録は、会長の承認を得て確定する。

(委員会の傍聴)

第3条 委員会の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5名になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 委員会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、会長の許可なく委員会の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。

(5) その他、会場の秩序を乱し、委員会の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、会長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年8月29日から施行する。